

羽生市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年2月25日(火) 午後1時30分から午後2時30分
2. 開催場所 羽生市役所 3階 302会議室
3. 農業委員 10名

議席番号	氏名	備考	議席番号	氏名	備考
1番	飯塚真砂美		7番	飯塚輝雄	(会長代理)
2番	小林容彰		8番	大貫勇一	
3番	中島牡雄	(会長)	9番	木村俊之	
5番	平井紘一		10番	爲ヶ井晴一	
6番	儘田實		11番	川田英之	

4. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会議書記の指名
- 第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第4号 農用地利用集積計画(案)について(貸借権設定)
- 議案第5号 農用地利用集積計画(案)について(使用貸借権設定)

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 栗原繁
事務局次長 野口武士
主任 高見直輝 (書記)

6. 会議の概要

議長	ただ今から、2月定例農業委員会を開会いたします。
(議案第1号)	出席委員は、10名で定足数に達しており総会は成立しております。
	それでは日程に従いまして、羽生市農業委員会会議規則第12条第2項に規定する議事録署名委員を議長より指名選任いたしたいと思
	いますが、ご異議ありませんか。
	(異議なし)
	それでは指名いたします。
	2番 小林容彰委員、5番 平井紘一委員のご両人をお願いします。
	なお、本委員会への欠席通知はございません。
	ただちに議案審議に入ります。
	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と
	いたします。それでは、事務局からの説明後、担当委員の調査結果報告をお願いします。
事務局	事務局より説明いたします。
1番	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明
	いたします。受付番号54号では、譲渡人は耕作が難しいことから、
	譲受人へ売買を行うものです。申請農地は、譲受人の自宅から、約
	2kmの場所に位置しております。申請の事由は、農業経営の拡張で
	問題ないと思われま
	す。受付番号55号では、譲渡人は耕作が難しい
	ことから、譲受人へ贈与を行うものです。申請農地は、譲受人の自
	宅から、約70mの場所に位置しております。申請の事由は、農業経
営の拡張で問題ないと思われま	
す。そのほか、機械、労働力、技術、耕作状況等についても問題がないと思われま	
す。以上により、農地	
法第3条第2項の各号に該当していないことから、許可要件の全て	
を満たしていると考えま	
す。以上で事務局からの説明を終了させていただきます。	
1番	受付番号54号について調査報告いたします。
1番	まず、議案書を朗読いたします。(議案書朗読)
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書
	類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。
	申請地は、(詳細に説明)です。
	なお、譲受人の誓約書が添付されていますので朗読いたします。
	この度、私が農地法第3条の規定による許可申請をいたします農地
	は、農業経営を拡張するためのものであり、決して他の用途に転用
	したり転売転貸はいたしません。また、不耕作等、隣地等に迷惑を
	かけないことを誓約いたします。なお、今回の申請にあたりこれを
	履行しない場合は、許可を取り消されても何等異存はありません。

	以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。
7 番	受付番号 55 号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。
	申請地は、（詳細に説明）です。
	なお、譲受人の誓約書が添付されていますので朗読いたします。
	この度、私が農地法第 3 条の規定による許可申請をいたします農地は、農業経営を拡張するためのものであり、決して他の用途に転用したり転売転貸はいたしません。また、不耕作等、隣地等に迷惑をかけないことを誓約いたします。なお、今回の申請にあたりこれを履行しない場合は、許可を取り消されても何等異存はありません。
	以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。
議 長	以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。ただいまの報告及び説明に対し、ご質疑・ご発言を願います。
	（発言なし）
	特に発言もないようですので、採決に移ります。
	ただいま議題となっている議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請については、担当委員の報告のとおり許可することに賛成の委員は、「起立」願います。
	（起立全員）
	起立全員でありますので、議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請については、許可することに決定いたします。
(議案第 2 号)	引き続き、議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明後、担当委員の調査結果報告をお願いします。
事務局	事務局より説明いたします。
	議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、ご説明いたします。受付番号 56 号では、駐車場を設けるものです。申請人は、現在所有している駐車場に共同住宅を建築する計画があり、代替えの駐車場を確保する必要があるため、当該農地を駐車場敷として申請するものです。農地の区分については、西羽生駅から 300 m 以内にある地域内の農地で「第 3 種農地」と判断しました。また、各号とも農地の区分及び転用目的に問題はないと考えます。そのほか、資力及び信用や申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性等についても、問題ないと考えます。
	以上で事務局からの説明を終了させていただきます。
2 番	受付番号 56 号について調査報告いたします。

	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。
	申請地は、（詳細に説明）です。
	なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	このたび、申請地を農地転用したく理由を申し上げます。現在の月極駐車場の一部で共同住宅を建築する計画があり、現在の駐車場14台分を申請地へ移転したく考えております。申請地は昨年耕作をやめたビニールハウスがあり、次の活用を検討中でした。現在の月極駐車場とほぼ同じ広さで地形も良いため20台分の確保が可能です。
	14台から20台へ増加しますが、現在でも駐車場利用の問い合わせが来ており、近隣の月極駐車場として需要がございます。
	以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。
議長	以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。ただいまの報告及び説明に対し、ご質疑ご発言を願います。
	（発言なし）
	特に発言もないようですので、採決に移ります。
	ただいま議題となっている議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに賛成の委員は「挙手」願います。
	（挙手全員）
	挙手全員でありますので、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに決定いたします。
(議案第3号)	引き続き、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明後、担当委員の調査結果報告をお願いします。
事務局	事務局より説明いたします。
	議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について受付番号57号から61号の農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、ご説明いたします。57号では、建売住宅を設けるものです。譲受人は、加須市に事務所を置き、平成3年から主に不動産業を行っている法人です。申請農地の周辺は、公園や大型ショッピングセンターが近くにあり、とても利便性が良く、需要が見込めることから今回、住宅19棟を建築する建売住宅敷として申請するものです。農地の区分については、住宅等が連担している区域に近接する農地で、その規模が概ね10ヘクタール未満である「第2種農地」と判断しました。この案件につきましては、昨年10月定例会にてご審議いただき、許可相当の意見を付して県へ進達し、同年12月に許可のあった

ものであります。この度、許可のあった一部の土地について、譲渡人に変更があり、新たに申請するものです。この土地について、譲渡人3名から今回の申請では、2名へ変更しております。この譲渡人2名は前回から引き続きの申請となり、またこの57号の転用の目的及び申請の事由も前回同様でありますので、事務局による調査報告とさせていただきます。58号では、駐車場を設けるものです。譲受人は、加須市に事務所を置き、平成3年から主に不動産業を行っている法人です。現在の月極駐車場は、申請農地の隣で建売住宅19棟の開発行為において買受けられ、その開発地の共有駐車場となります。そのため、現在月極駐車場を使用している方が引き続き利用できるよう、代替の駐車場敷として申請するものです。農地の区分については、「第2種農地」と判断しました。つづきまして、59号では、自己用住宅を設けるものです。譲受人は、市外に所有する自己用住宅で暮らしています。このたび、妻の両親の面倒を見ることになり、実家の 周辺で住宅を建築することに決めました。仕事で 近辺の現場が多いことや実家からも近く、とても住環境が良いことから、今回、自己用住宅敷として申請するものです。現在の住所である所有している土地・建物は売買契約済となっております。農地の区分については、南羽生駅から300m以内にある地域内の農地で「第3種農地」と判断しました。60号では、住宅1棟の建築を計画しております。譲受人は、行田市に事務所を置き、昭和54年から主に不動産業を行っている法人です。申請農地の周辺は、開発が進んでいる地域となっております。近くには、商業施設があり、また、市街化区域に近接した場所でとても利便性が良く、需要が見込めることから、今回、住宅1棟の建築を計画したところ、譲渡人の了解を得られたことから、建築条件付売買予定地の申請を行うものです。農地の区分については、「第2種農地」と判断しました。つづきまして、61号では、住宅1棟の建築を計画しております。譲受人は、鴻巣市に事務所を置き、平成19年から主に不動産業を行っている法人です。申請農地の周辺は、開発が進んでいる地域となっております。近くには、南羽生駅があり、また、市街化区域に近接した場所でとても利便性が良く、需要が見込めることから、今回、住宅1棟の建築を計画したところ、譲渡人の了解を得られたことから、建築条件付売買予定地の申請を行うものです。農地の区分については、「第2種農地」と判断しました。また、各号とも農地の区分及び転用目的に問題はないと考えます。そのほか、資力及び信用や申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性等についても、問題ないと考えます。

以上で事務局からの説明を終了させていただきます。

事務局	受付番号57号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。
	申請地は、（詳細に説明）です。
	この案件につきましては、昨年10月定例会にてご審議いただき、許可相当の意見を付して県へ進達し、同年12月に許可のあったものがあります。この度、許可のあった一部の土地について、譲渡人に変更があり、新たに申請するものです。この土地について、譲渡人3名から今回の申請では、2名へ変更しております。この譲渡人2名は前回から引き続きの申請となり、またこの57号の転用の目的及び申請の事由も前回同様でありますので、事務局による調査報告とさせていただきます。
	以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。
8番	受付番号58号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。
	申請地は、（詳細に説明）です。
	なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	今般駐車場用地として農地転用の許可を申請致します。令和3年12月に農地転用および開発許可をいただき、その開発行為において弊社が既存駐車場部分も買受、開発地の共有駐車場となるため、
	所有の月極め駐車場がなくなってしまう計画となっております。そこで現在駐車場を使用している方の受け皿として本申請を計画いたしました。本申請による駐車スペースは既存施設と変わらず11台を予定しております。なお、工事は隣接の開発行為と同時に行い、開発道路が開通と同時に、利用者には新施設に移っていただき、滞りなく利用をいたします。申請地は 所有
	ですが近隣も含め休耕中で体力的にも今後耕作が困難とのことでしたので農地として近隣に迷惑をかけない状態を維持していくのが困難な状況です。運用自体は開発行為後となりますが、開発行為と一体の工事をするために今回の申請になりました。何卒ご理解いただき、よろしく御配慮くださいますようお願い申し上げます。
	以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。
9番	受付番号59号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。

	申請地は、（詳細に説明）です。
	なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	現在、私たち夫婦は にある自己用住宅に住んでいますが、
	このたび、妻の両親の面倒を見ることになり、実家のある 近
	辺の移住を考えました。勤務地は 近辺の現場が多く高速道路
	を利用することもあるためこの地を選びました。妻の実家まで車で
	10分、羽生ICまでも15分程度で行けます。現在の住んでいる土地・
	建物は、中古住宅情報館との売買契約が完了しております。申請地
	は8. 0 mの道路に面しており、合併浄化槽後の放流できる排水路
	もあり、家が建ち並ぶ集落地です。大きな商業施設もあるため、買
	い物にも便利なところ です。以上のような理由より当地を選定し、
	今般の農地転用許可申請となった次第でございます。何卒よろしく
	お取り計らい下さいますようお願い申し上げます。
	以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。
1 1 番	受付番号6 0号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書
	類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。
	申請地は、（詳細に説明）です。
	なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	当社は、行田市に本社を置き北埼玉地方を中心に建売住宅の建築・
	販売を行っております。このたび建売住宅を1棟建築したく申請し
	ます。既存集落内に存し、住宅地として環境良好な好適地であり、
	駅に近く通勤・通学に便利で近辺には商業施設もあり、近年住宅が
	新築されお客様からの需要が高く選定いたしました。
	以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。
6 番	受付番号6 1号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書
	類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。
	申請地は、（詳細に説明）です。
	なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	私は、埼玉県鴻巣市において、不動産業を営んでおります。今般、
	当該土地を居住するのに、静かで住環境が良好なため住宅地として
	適しているため住宅用地として建築条件付きで販売致したく申請す
	る次第です。調整区域のため法の適応を受け、基準を遵守し周囲に
	迷惑のかからないよう努めたいと思います。
	以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。
議 長	以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。た

	だいまの報告及び説明に対し、ご質疑ご発言を願います。
	(発言なし)
	特に発言もないようですので、採決に移ります。
	ただいま議題となっている議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに賛成の委員は「挙手」願います。
	(挙手全員)
	挙手全員でありますので、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに決定いたします。
(議案第3号)	続きまして、議案第4号農用地利用集積計画(案)(賃貸借権設定)
(議案第4号)	及び議案第5号農用地利用集積計画(案)(使用貸借権設定)については、関連があることから一括して、事務局からの報告を求めます。ただし、議案第4号中、事案番号28、30、31号、議案第5号中、事案番号27、28、32から41号については、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限に該当する案件でありますので、審議、採決に際しましては、「委員」「委員」「委員」の退席を求めることとなります。それでは、事務局の報告をお願いします。
事務局	議案第4号及び議案第5号、農用地利用集積計画(案)について説明させていただきます。農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法に基づいて行われるもので、農地の貸し借りが安心してできる仕組みです。これは、規模拡大を図ろうとする農家と規模縮小等を考える農家との間に市が入り、利用権の期間などを定め、安心して農地の貸借等を行えるようにするものです。農業経営基盤強化促進法では、農用地利用集積計画は、農業委員会の決定を得て、市長が定めるものとなっております。今回の議案事項となっております。それでは、議案第4号についてご説明いたします。表の見方といたしまして、左から「譲受人氏名」、「譲受人住所」「所有者名」「所有者住所」と続き、「対象農地」の情報となります。議案第4号につきましては、農家の方同士での農地の賃貸借権の設定を行うものです。表の右下側に合計がございます。新規及び再設定の人数の合計63名、面積 田 87993.61㎡、畑 59729.50㎡ 合計 147723.11㎡となっております。つづきまして、議案第5号につきましては、農家の方同士で農地の使用貸借権を設定するものになります。表の右下側に合計がございます。新規及び再設定の人数の合計86名、面積 田 40702.00㎡ 畑 128083.28㎡となっております。合計168785.28㎡となっております。以上で、議案第4号及び議案第5号農用地利用集積計画(案)についての説明を終了させていただきます。

議 長	以上で、事務局の報告、説明が終わりましたので、「 委員」
	「 委員」「 委員」の退席をお願いします。
	(委員の退席)
	それでは、ただいまの報告に対し、ご質疑ご発言を願います。
	(発言なし)
	特に発言もないようですので、裁決に移ります。
	ただいま議題となっている議案第4号及び議案第5号 農用地利用集積計画(案)については、事務局の報告のとおり、決定することに賛成の委員は、「挙手」願います。
	(挙手全員)
	挙手全員でありますので、議案第4号及び議案第5号については、事務局の報告のとおり決定し、市長に答申したいと存じます。
	委員の入室をお願いします。
	(委員の入室)
	以上で、本日の議事は全て終了いたしました。続いて、事務局より諸報告等がありますので、お聞き取り願います。
事務局	報告事項1 農地法第5条第1項第7号の規定による届出書の確認についてでございますが、こちらは、市街化区域内農地の権利の移転が伴う転用を行う場合に届出を行うものです。ご覧のとおり、住宅敷3件、工場敷11件、駐車場敷1件ございました。
	報告事項2 農地法第5条第1項第8号の規定による届出書についてでございますが、これは、認定電気通信事業者の携帯電話の中継基地(電波塔)の建設に関するものです。農林水産省令で定めにより、届出となります。ご覧のとおり、1件ございました。
	報告事項3 農地法第5条の規定による届出の取消しについてでございますが、これは、昨年の10月15日に受理した案件で、今回、譲受人の人数が1名から2名に変更することから、届出の取消を行なったものです。
	報告事項4 農地法第18条第6項の規定による通知についてでございますが、これは農地法及び利用権設定(等促進事業)に係る合意の解約となります。15件ございました。
	報告事項5 農地法の規定による県許可のありました、許可一覧についてです。12月分は、5条が8件ございました。1月分は、4条が1件、5条が10件ございました。
	以上で、議案に関係します報告事項を終了させていただきます。
	① 3月の定例農業委員会について
	② 農地相談会について
議 長	(発言なし)
	以上で、本日の全日程を終了いたしました。

これにて、閉会といたします。

上記会議のてん末を記載し、その相違のないことを証するため、
ここに署名する。

令和4年 2月 25日

会 長

署名委員

署名委員
